「建設工事における見積による歩掛の決定方法」

1. 見積依頼方法

見積依頼は所管部長名で公文書により行い、見積書の宛名は発注者名(松江市長等)とする。

2. 見積依頼先

5者以上を選定する。なお、見積り可能な業者が5者未満の場合はこの限りではない。 また、当該工事の入札参加資格者から見積を徴する場合は、原則契約検査課において書面審査(随時)にて選定する。

3. 見積条件

見積依頼先が適切な見積を行うことができるように、次の事項を見積条件として明示する。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 施工予定期間
- (4) 見積有効期限
- (5) 施工予定数量・歩掛の適用範囲
- (6) 施工条件及び現場条件
- (7) 図面
- (8) その他見積に必要となるもの
- (9) 発注形態

4. 見積依頼にあたっての留意事項

(1) 労務費

労務の職種は、「建設工事積算基準第 I 編総則第 16 章積算上の統一事項等②労働者職種別定義・作業内容」による。

労務単価は、島根県技術管理課ホームページで公表している「公共工事設計労務単価表」に よるものとする。

ただし、「公共工事設計労務単価表」 に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、 提出された見積書の職種及び労務単価によるものとする。

また、見積に使用する職種、人員構成は見積依頼先が決定する。

(2)機械経費

機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」又は「建設工事積算基準 第 15 編 単価」による ものとし、それに掲載のない機械経費については、「建設工事積算基準 第 I 編 総則第 2 章 工 事費の積算 ①直接工事費 1 材料費 (2) 価格 2)(ロ)物価資料による場合」を準用する ものとする。(以下、「物価資料価格」という。)。

なお、見積り依頼先が提出する見積書は、これによる必要はない。

ただし、「請負工事機械経費積算要領」、「建設工事積算基準第 15 編単価」又は「物価資料 価格」によることができない機械経費については、提出された見積書の機械経費によるものと する。

(3) 材料費及び機器単体費

材料費及び機器単体費は、「建設工事積算基準 第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費 1 材料費」及び「見積単価の決定方法の一部変更について(平成 25 年 2 月 27 日契第 8 9 号)」による。

ただし、「建設工事積算基準 第15編 単価」「物価資料価格」及び「特別資材調査」によることができない材料費又は機械単体費で、歩掛と材料が一体として機能する場合は、その材料費又は機器単体費を併せて見積依頼するものとする。

(4) 諸雑費

諸雑費を計上する必要がある場合は、提出された見積書によるものとする。

見積書には諸雑費として計上する内容や諸雑費の根拠(諸雑費の率及び対象となるもの(労務費、機械経費等))を明記させること。

(5) 間接工事費

直接工事費に係る歩掛を見積依頼する際には、それと不可分である間接工事費 (積上げ運搬費等)に係る歩掛を見積依頼する必要がないか精査し、必要な場合は同時に見積依頼すること。

(6) 提出期限

見積依頼先が見積条件を適切に反映した見積を行うことができるよう、十分な期間を確保し、 提出期限を設定すること。

5. 見積に対する質問回答の取扱い

見積依頼に対する質問については、質問書により提出するよう見積依頼書に記載し、見積依頼書に(様式1)見積依頼に関する質問書を添付すること。

見積依頼先より質問書が提出された場合は、(様式2) 見積依頼に関する質問の回答書により、 速やかに回答すること。

なお、質問回答書は見積り依頼先すべてに送付すること。

質問回答書の送付前に提出された見積書については、再提出を認めるものとする。

6. 見積辞退等があった場合の取扱い

見積書の提出が1者の場合は、無効とする。

7. 見積により歩掛を決定する手順 (別紙1「見積による歩掛決定フロー」参照)

STEP1 見積条件を満たしていない見積書は除外する。

STEP2 提出された見積書に記載されている単価のなかに、「公共工事設計労務単価表」、「建設工事積算基準 第 15 編 単価」、「物価資料価格」又は「請負工事機械経費積算要領」に設定されている単価がある場合は、この単価を置き換える。

置き換える単価は、この時点のものとする。

STEP3 見積書の直接工事費と積上げ計上が必要な間接工事費の合計額により、全見積書の平均値を算出する。

STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は、異常値としてこれを除外し、再度、平均値を算出する。

なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは、発注者判断とする。 STEP5 平均値の直下となる見積書の歩掛を採用する。

(平均値と同一額の見積書がある場合は、その見積書の歩掛を採用する。)

[決定例]				
	直接工事費 +	間接工事費(積上分)	=	合 計
A者	7,000,000 円 +	550,000 円	=	7, 550, 000 円
B者	7,000,000 円 +	820,000 円	=	7,820,000 円
C者	7,500,000 円 +	550,000円	=	8,050,000円
D者	7,600,000 円 +	600,000 円	=	8, 200, 000 円
E者	8,500,000 円 +	750,000 円	=	9, 250, 000 円

5者の平均値 8,174,000円・・・①

異常値の確認 ①×0.7= 5,721,800 円

① ×1.3=10,626,200 円

よって、異常値の除外はないため、平均値の直下である C 者 (8,050,000 円) の見積書の歩掛を採用し、工事費を積算する。

機器単体費を歩掛と合わせて見積依頼した場合には、STEP4、STEP5 を以下に置き換えて、機器単体費、歩掛を採用する。

STEP4 平均値の±30%を超えた見積書がある場合は、異常値としてこれを除外する。 なお、除外する前段でその内容を見積依頼先に確認するか否かは、発注者判断とする。 STEP5 最低値となる見積書の機器単体費、歩掛を採用する。

8. 契約済み工事で歩掛見積を追加徴収する場合の取扱い

契約済み工事で、建設工事積算基準に設定のない歩掛の工種を追加する場合の見積依頼先は、 上記「2. 見積依頼先」による選定は行わず、当該工事の受注者1者から見積を徴収し、受発注者 協議のうえ歩掛を決定する。

ただし、この場合、類似工事の歩掛との比較や別途参考見積を徴するなどの方法により見積書の妥当性を確認すること。

9. 情報開示の取扱い

松江市情報公開条例(平成17年3月31日松江市条例第14号)第7条第1項第3号の法人等の 非公開情報の記述に基づき、情報公開等の開示の対象は発注者が作成した資料のみとし、見積書は 対象外とする。

また、発注者が作成した資料を開示する場合も、依頼先が特定される情報は非公表とする。

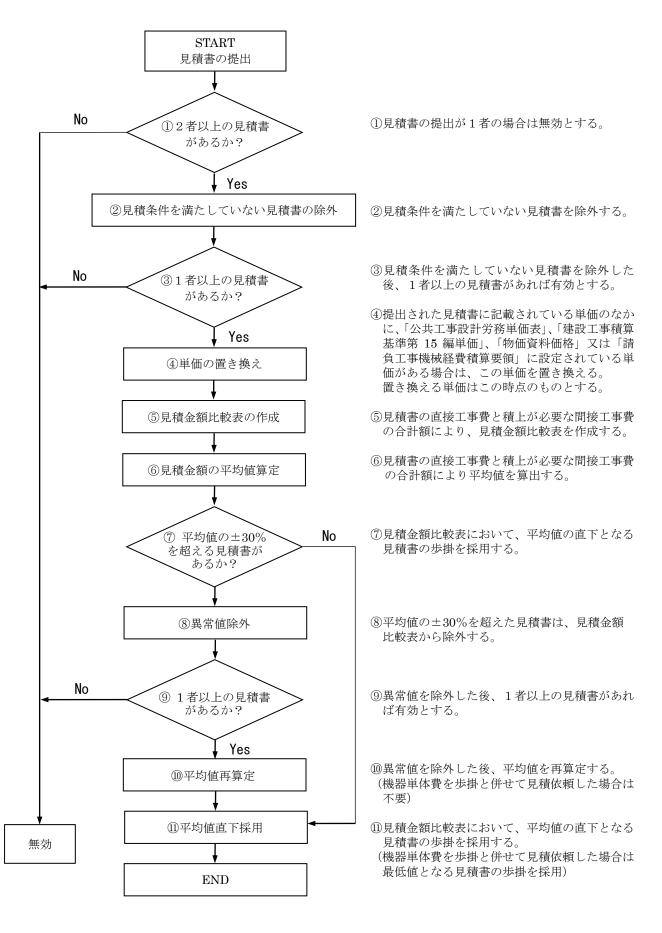
10. 発注にあたっての留意事項

上記「7. 見積により歩掛を決定する手順」の STEP2 において置き換えた単価は、工事起工の場合は工事執行の起案日の単価を適用し、上記「8. 契約済み工事で歩掛見積を徴収する場合の取扱い」により追加工種を指示する場合は、変更指示時点の単価を適用すること。

(附則)

- 1. この決定方法は、平成28年9月30日から施行する。
- 2. 平成 30 年 10 月 9 日一部改正
- 3. 令和元年5月31日一部改正
- 4. 令和元年8月27日一部改正

別紙1「見積による歩掛決定フロー」



見積依頼に関する質問書

件名: 工事	<u>工事の積算に伴う歩掛見積</u>						
質問事項	要旨						

見積依頼に関する質問の回答書

年 月 日付 第 号で見積依頼した件について、質問がありましたので下記のとおり回答します。

件名:	工事の積算に伴う歩掛見積						
質	問	事	項			回答	

※既に見積書を提出いただいた方で、この回答により見積書を変更する必要がある場合は、 年 月 日までに再提出願います。